

小笠原村プレミアム付商品券事業について

小笠原村プレミアム付商品券は、本年10月の消費税10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施します。

【プレミアム付商品券事業の概要】

1. 購入対象者

次の(1)(2)に該当する方が、プレミアム付商品券の購入対象者となります。

※(1)(2)のどちらにも該当する人は、両方の条件で購入出来ます。

(1) 住民税非課税の方

- 2019年1月1日(基準日)において小笠原村の住民で、令和元年度の住民税(均等割)が課税されていない方。(住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。)

- 住民税未申告者は申告が必要です。

(2) 学齢3歳未満児がいる子育て世帯の世帯主

- 次の①から③の各区分における基準日に小笠原村に住民登録をされていて、当該区分の対象となる子供がいる世帯の世帯主。

基準日	対象となる子供の生まれた日
① 2019年6月1日	2016年4月2日～2019年6月1日まで
② 2019年7月31日	2019年6月2日～2019年7月31日まで
③ 2019年9月30日	2019年8月1日～2019年9月30日まで

- 基準日以降の転入、転出予定者については、下記の5.その他を参照ください。

2. 購入限度額

- ① 住民税非課税の方： 一人につき25,000円(販売額20,000円)
- ② 子育て世帯の世帯主： 25,000円(販売額20,000円)×3歳未満児の数
- ③ 販売単位は「額面500円×10枚つづり」(販売額4,000円)を1セットとします。

3. 購入方法

(1) 住民税非課税の方

令和元年8月下旬に、対象と思われる方に「購入引換券交付申請書」を送付しますので、購入を希望される方は、令和2年2月12日までに下記窓口で申請をしてください。

村は申請書を審査したのち、順次、「プレミアム付商品券購入引換券」を発行します。

【申請窓口】

父島：小笠原村総務課企画政策室 TEL 04998-2-3111

母島：小笠原村母島支所庶務係 TEL 04998-3-2111

(2) 子育て世帯の世帯主

令和元年8月下旬に、対象となる世帯主に「プレミアム付商品券購入引換券」を送付します。(申請の必要はありません。)

(3) 販売窓口

プレミアム付商品券は、下記窓口で販売しますので、「購入引換券」と本人確認のための運転免許証等を持参の上、購入してください。

【販売窓口】

父島：小笠原村産業観光課 TEL 04998-2-3114

母島：小笠原村母島支所庶務係 TEL 04998-3-2111

(4) 販売期間

令和元年9月24日～令和2年2月14日まで。

4. 使用について

(1) 使用期間

令和元年10月1日～令和2年2月29日まで。

(2) 使用可能な店舗

プレミアム付商品券は村内の取扱店にて使用可能となります。取扱店が決定しましたら周知します。

(3) 使用制限について

プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することは出来ませんので、ご注意ください。

- ① 公共料金の支払い（電気、ガス、水道、税金等）
- ② 公共交通運賃（定期船運賃、村営バス運賃）
- ③ たばこの購入（法律で禁止）
- ④ 換金性の高いもの（切手、印紙、ビール券、プリペイドカード等）
- ⑤ 不動産の取得又は使用に係る経費（購入費、賃借料等）

(4) ご注意ください。

- ① 利用期限が過ぎたプレミアム付商品券は無効となり、払い戻しは出来ません。
- ② プレミアム付商品券は換金、交換、販売及び譲渡は出来ません。
- ③ プレミアム付商品券でつり銭は出ません。
- ④ プレミアム付商品券は再発行出来ませんので、盗難、紛失、または滅失がないよう十分注意をしてください。

5. その他

(1) 小笠原村に転入した方

- 基準日以降に小笠原村に転入した方は、転入前の市区町村が発行した購入引換券を小笠原村総務課企画政策室又は母島支所庶務係に持参し、小笠原村の購入引換券と交換してください。(交換可能な期間は令和2年2月14日までです。)

(2) 小笠原村から転出予定の方

- 基準日以降に小笠原村から転出予定で、小笠原村から購入引換券の交付を受けた方は、転出先の市区町村で購入引換券の交換が可能です。

6. **詐欺等にご注意ください**

プレミアム付商品券を装った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、小笠原村や内閣府などが、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 小笠原村や内閣府などがＡＴＭ（銀行・郵便局・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 内閣府が住民の皆様の世帯構成など個人情報を照会することは、絶対にありません。

小笠原村や内閣府の職員などのかたった不審な電話や郵便があった場合は、小笠原村（3-2111）又は小笠原警察署（2-2110）にご連絡ください。

【問合せ】

小笠原村総務課企画政策室
TEL 04998-2-3111